

第2次嘉手納町健康・食育かでな21策定委託業務仕様書

1. 委託業務名

第2次嘉手納町健康・食育かでな21策定委託業務

2. 業務内容

(1) 健康づくりおよび食育における現状と課題の把握

健康日本21、健康おきなわ21、第4次食育基本計画（国）、沖縄県民栄養調査、その他関係法令、国や県などが示す統計調査等のあらゆる既存資料を基に本町の現状を整理し、健康増進と食育に関する施策と課題の分析を行う。

(2) 現計画の検証（最終評価）

これまでの進捗状況を整理、評価する。

(3) 計画書の作成

本町の最上位計画である総合計画や、その他関連する計画等との整合性を図りつつ、国・県などの動向や令和5年度に実施した町民意識調査の結果、他自治体の取り組み内容等にも留意しながら、本町の現状と課題に即した計画案を策定する。なお計画案は分かりやすい構成、表現、デザインを取り入れること。

(4) 各種会議の運営支援

以下の各種会議において、会議への参加、必要な会議資料の作成、資料説明、議事録作成、運営アドバイスなど円滑な会議運営の支援を行う。

- ・学識経験者等で構成された健康づくり推進協議会（6回程度）
- ・職員で構成された庁内検討委員会（3回程度）

(5) パブリックコメントに関する支援

計画案に対し、本町が実施する「パブリックコメント」について、ホームページに掲載する資料の取りまとめや、パブリックコメントによる意見への対応方法の助言支援を行う。

(6) 第2次嘉手納町健康・食育かでな21の策定、印刷

3. 成果品作成、納品

- ・計画書（A4版 表紙のみカラー,90頁程度,一般製本） 200部
- ・概要版（フルカラー,8頁程度,一般製本） 200部
- ・上記の電子データ（CD等電子媒体で閲覧及び修正が可能な形式） 正・副

4. 再委託の禁止

受託者は、全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

受託者が、業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を町に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

5. 損害賠償

業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。

6. その他

- (1) 本仕様書に明記していない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者の責任において実施するものとする。
- (2) 町が必要と認めるときは、受託者に対して履行状況、その他必要な事項について、報告を求めることができる。
- (3) 本仕様書に定める事項に協議が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は町と協議を行うこと。また、本仕様書に記載の事項について、その目的および効果に関して優れた代替方法等を発案した時は、その発案に基づき、町と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。
- (4) 業務を円滑に遂行するため、随時打合せを行い協議すること。
- (5) 成果品に不良個所が発見された場合は、町の指示のもと速やかに訂正、補足その他必要な措置を行い、これに必要な費用は受託者の負担とする。